

豊川市監査公表第58号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、教育長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

平成27年2月26日

豊川市監査委員	鈴木 不二夫
同	上 澤 勉
同	野 本 逸 郎

別 紙

監査結果に基づく措置通知書（教育委員会学校給食課）

監査実施期間 平成26年 9月 8日から
平成26年10月17日まで

豊川市監査公表第35号分

指 摘 事 項	措 置 状 況
<p>(改善事項)</p> <p>2 給食配送用貨物自動車10台について、公用車管理運用規程第7条に規定する公用車管理台帳が作成されていないため、改善されたい。</p>	<p>2 平成25年度及び平成26年度に購入した給食配送用貨物自動車10台に係る公用車管理台帳については、監査の指摘を受け直ちに作成した。</p>

(注) 上記の措置状況は、平成27年2月6日現在のものである。